

## 大田区学童保育利用申請状況確認票

- 本票は小学校の指定校変更の手続きのみに使用するものです。
- 就労理由による指定校変更の手続には、この確認票のほかに就労証明が必要になります。指定校変更申請用の勤務証明書原本（やむをえない場合は学童利用申請に使用した就労証明のコピー）を学務課学事係にご提出ください。学童利用申請に使用した証明を使用する際は、保護者様ご自身で学童申請前にコピーをとり、学事係に提出するようにしてください。
- 学童理由による指定校変更の申請は、保護者の通勤経路や学童の預かり時間等から、当該学童に預けることが妥当であると考えられる場合に限りです。
- 本票の確認及び提出によって学童保育利用が約束されるものではありません。
- 民間の学童を利用する方は、この確認票は使えません。下記問合先まで別途ご相談ください。

**(注意事項)**

太線内を記入のうえ、申込みをした学童保育施設で確認を受けた後、理由に応じた必要書類とともに、教育委員会学務課学事係へ提出してください。

入学希望校	小学校
児童氏名	
生年月日	年 月 日
保護者氏名	
住 所	大田区
上記児童の学童保育利用申請書を受け付けました。	
年 月 日	
<u>(受付施設名)</u>	

問合先：大田区教育委員会事務局 教育総務部学務課学事係  
〒144-8623 大田区蒲田五丁目37番1号  
(ニッセイアロマスクエア5階)  
電話：03-5744-1429